

医療機関・薬局における電子処方箋の活用・普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的に、第3に規定する補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）による、電子処方箋管理サービスの導入に向けた保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）のシステム整備等に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、以下の関係要綱等に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱（令和7年3月4日付け厚生労働省発医薬0304第64号厚生労働事務次官通知）
- (2) 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱（令和7年3月4日付け医薬発0304第5号厚生労働省医薬局長通知）
- (3) 医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）（令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知、令和5年3月31日付け薬生総発0331第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知、令和6年4月1日付け医薬総発0401第1号厚生労働省医薬局総務課長通知、令和7年3月7日付医薬総発0307第1号厚生労働省医薬局総務課長通知）
- (4) 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象は、令和7年9月30日までに電子処方箋を導入完了し、補助金の交付申請日において県内に保険医療機関等を開設している者とする。

(補助対象事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げる事業とし、基準額及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

また、対象経費は要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される補助対象経費と同じとする。

なお、補助事業者が、補助金の交付決定の前に行つた事業についても、この交付要綱で認められている範囲内で適正と認められる場合は、補助の対象とすることができる。

- (1) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入 ((3) に掲げるものを除く。) するために行う、レセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等 (以下「システム改修等」という。) に係る事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能 (「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋 I D 検索」「調剤結果 I D 検索」に関する機能をいう。以下同じ。) を導入するために行うシステム改修等に係る事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業

(補助金額等)

第4 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3に定める対象経費の実支出額 (総事業費から寄付金その他の収入額 (要領に基づき基金から交付された補助金を除く。) を控除した額) に別表3欄に掲げる補助率を乗じる。
- (2) 前号により選定された額と、別表4欄に掲げる補助上限額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の申請)

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、知事が別に定める日までに提出するものとする。

添付書類
(1) 事業計画書兼結果報告書 (様式1)
(2) 経費の精算根拠が確認できる書類
(3) 誓約書 (様式2)
(4) 役員名簿 (法人の場合) (様式3)
(5) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第 6 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施しなければならない。
- (2) 県が別に指示する電子処方箋に関する取組に協力しなければならない。
- (3) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて（7）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後ににおいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 第 5 第 2 項ただし書きの場合であって、補助事業完了後に、消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式 4）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一社、一所等であって、

自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、その全部又は一部を県に納付させることがある。

- (11) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌々年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (12) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。
- (13) 前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に返納せることがある。

(事業の中止等)

第7 補助事業者は、第6（4）の規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式5）を知事に提出しなければならない。

(実績報告等の取扱い)

第8 当補助事業については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条に規定する補助金等の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 当補助事業については、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(補助金等の交付)

第9 規則第16条の規定による補助金等交付請求手続は省略することができる。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則 この要綱は、令和6年9月13日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則 この要綱は、令和7年8月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

(別表)

1 区分	2 基準額	3 補助率	4 補助上限額
第3(1) の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院（病床数 200 床以上） 4,866,000 円 ・病院（病床数 200 床未満） 3,259,000 円 ・診療所 388,000 円 ・薬局 388,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院 1/6 ・病院 1/6 ・診療所 1/4 ・薬局 1/4 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院 811,000 円 ・病院 543,000 円 ・診療所 97,000 円 ・薬局 97,000 円
第3(2) の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院（病床数 200 床以上） 1,356,000 円 ・病院（病床数 200 床未満） 1,002,000 円 ・診療所 245,000 円 ・薬局 256,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院 1/6 ・病院 1/6 ・診療所 1/4 ・薬局 1/4 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院 226,000 円 ・病院 167,000 円 ・診療所 61,000 円 ・薬局 64,000 円
第3(3) の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院（病床数 200 床以上） 6,022,000 円 ・病院（病床数 200 床未満） 4,059,000 円 ・診療所 542,000 円 ・薬局 553,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院 1/6 ・病院 1/6 ・診療所 1/4 ・薬局 1/4 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院 1,003,000 円 ・病院 676,000 円 ・診療所 135,000 円 ・薬局 138,000 円

※金額はいずれも税込み。

※病床数は使用許可病床数とする。